

4/10
改訂

日医工MPI行政情報

<http://www.nichiiko.co.jp/stu-ge/>

「一般名処方加算」のルール変更 (2017年4月1日から)

株式会社日医工医業経営研究所（日医工MPI）

作成：(公社)日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第4828号 長岡俊広

監修：(公社)日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第4217号 菊地祐男

資料No.20170410-462-2



株式会社日医工医業経営研究所

一般名処方加算（おさらい）

項目	算定基準	点数
一般名処方加算 1	ジェネリックがある全ての医薬品を一般名処方した場合（2品目以上）	3点
一般名処方加算 2	ジェネリックがある医薬品を 1品目でも一般名処方した場合	2点

後発医薬品のある医薬品について、薬価基準に記載されている銘柄名に代えて、一般的名称に剤形および含量を付加した記載による処方せんを交付した場合に限り加算できる。

例

銘柄処方

セロクラール錠20mg

一般名処方

イフェンプロジル酒石酸塩 錠 20mg

一般的名称

剤形

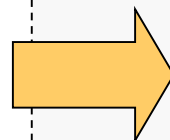
含量

一般名処方の後にメーカー名（屋号）「〇〇〇」が入ると銘柄処方になってしまうので注意

一般名処方加算の算定例（おさらい）

この処方例は診療報酬算定シミュレーション用であり、薬理作用や疾患は考慮しておりません

- ・セロクラール錠20mg（GE有先発品）
- ・ラシックス錠40mg（準先発品）
- ・クリナール錠100（GEのない先発品）
- ・メチコバル錠500 μ g（先発品のないGE）



- ・イフェンプロジル酒石酸塩錠20mg
- ・ラシックス錠40mg
- ・クリナール錠100
- ・メチコバル錠500 μ g

一般名処方加算
なし（0点）

1品目でも一般名処方に変更
一般名処方加算2（2点）

- ・イフェンプロジル酒石酸塩錠20mg
- ・フロセミド錠40mg
- ・クリナール錠100
- ・メチコバル錠500 μ g

GEのあるもの全て一般名処方に変更
一般名処方加算1（3点）
[2017年3月31日まで]

ジェネリックが発売されていない先発品（クリナール錠）は一般名処方加算の対象外です。
先発品が発売されていないジェネリック（メチコバル錠）が含まれる処方箋で一般名処方加算1（3点）を算定する場合は、本来は一般名処方にする必要がありますが、2017年3月31日までは銘柄名のままでも算定可能でした。



2017年4月1日から一部ルールが変わります

[疑義解釈（厚労省④2016年6月14日）]【投薬】

（問22）一般名処方加算1について、「後発医薬品のある全ての医薬品（2品目以上の場合に限る。）が一般名処方されている場合」とあるが、先発医薬品のない後発医薬品も一般名で処方される必要があるのか。

（答）そのとおり（ただし、先発医薬品と薬価が同額又は高いものは除く。）。なお、平成29年3月31日までの間は、後発医薬品のある先発医薬品及び先発医薬品に準じたものについてのみ一般名処方されていれば、先発医薬品のない後発医薬品が一般名処方がなされていなくても加算1を算定して差し支えない。また、一般名処方加算2の対象については従前の通り、先発医薬品のない後発医薬品は含まれない。

この処方例は診療報酬算定シミュレーション用であり、薬理作用や疾患は考慮しておりません

- ・セロクラル錠20mg（GE有先発品）
- ・ラシックス錠40mg（準先発品）
- ・クリナール錠100（GEのない先発品）
- ・メチコバル錠500 μ g（先発品のないGE）

- ・イフェンプロジル酒石酸塩錠20mg
- ・ラシックス錠40mg
- ・クリナール錠100
- ・メチコバル錠500 μ g

- ・イフェンプロジル酒石酸塩錠20mg
- ・フロセミド錠40mg
- ・クリナール錠100
- ・メコバラミン錠0.5mg

- ・イフェンプロジル酒石酸塩錠20mg
- ・フロセミド錠40mg
- ・クリナール錠100
- ・メチコバル錠500 μ g

GEのあるもの全て一般名に変更
一般名処方加算1（3点）
[2017年4月1日から]

1品目でも一般名処方に変更
(GEのあるもの全て一般名に変更ではない)
一般名処方加算2（2点）

一般名処方マスタ (2017年3月17日適用)

2017年3月31日までの一般名処方マスタの項目

一般名処方マスタ

平成28年12月9日適用

区分	一般名コード	一般名処方の標準的な記載	成分名	規格	同一剤形・規格内の最低薬価	備考 (効能違いなど)
----	--------	--------------	-----	----	---------------	----------------

2017年4月1日からの一部ルール変更に対応する一般名処方マスタ (抜粋)

一般名処方マスタ

平成29年3月17日適用

区分	一般名コード	一般名処方の標準的な記載	成分名	規格	一般名処方加算対象(新規)	例外コード(新規)	同一剤形・規格内の最低薬価	備考
内用薬	3160001F1ZZ Z	【般】フィトナジオン錠5mg	フィトナジオン	5mg 1錠	加算1,2		5.60	
内用薬	3160002M2ZZ Z	【般】メナテトレノンカプセル15mg	メナテトレノン	15mg 1カプセル	加算1,2		15.30	
内用薬	3179101M1ZZ Z	【般】チアミンジスルフィド・B6 (25mg)・B12配合カプセル	チアミンジスルフィド・B6・B12配合剤	1カプセル	加算1		5.40	
内用薬	3179107F1ZZ Z	【般】フルスルチアミン50mg・B6・B12配合錠	フルスルチアミン・B6・B12配合剤	1錠	加算1		8.50	
内用薬	3179107MAZZ Z	【般】フルスルチアミン50mg・B2・B6・B12配合カプセル	フルスルチアミン・B2・B6・B12配合剤	1カプセル	加算1,2	例外コード	8.50	準先発品はビタノイリンカプセル50
内用薬	3179109M1ZZ Z	【般】ベンフォチアミン25mg (B1)・B6・B12配合カプセル	ベンフォチアミン・B6・B12配合剤	1カプセル	加算1,2		5.40	準先発品はビタメジン配合カプセルB25

新規項目

新規項目

MPIの見解 (一般名処方マスタに記載されている凡例からの解釈)

一般名処方加算対象(新規)

加算1,2

一般名処方加算の対象となる品目

加算1

加算1(3点)算定の際は、一般名処方に行なければならない品目 (先発品のない後発品)

例外コード(新規)

通常的一般名コードでは分類できない品目あり (湿布・テープ、配合割合、温感・冷感など) ここに「例外コード」とある場合は、その品目内訳を別シート (例外コード品目対照表) に掲載

凡例：『上9桁で適切な区分が行えない成分・規格については、9桁目をアルファベットとして区別し、例外コード品目対照表を添付』

例外コードは、一般名処方の算定に直接は関与しない